

下水道認可区域が拡大しました

公共用水域の水質保全および生活環境の改善を図るため整備を推進しています。

筑後川中流右岸流域関連公共下水道事業（宝満川両岸域のうち高原川以南）別図参照

区域面積 A = 587ha → A = 661ha

事業年度 平成 27 年度まで

拡大の区域

- 1 市街化区域編入に伴うもの 小坂井 1
- 2 都市計画法第 34 条 11 号の指定に伴うもの 西福童、東福童、大崎
- 3 既認可区域に隣接した区域 上西、八坂、松崎
- 4 大型店舗建設予定地 大保
- 5 その他区域外流入が終わっている地域

※下水道認可区域になると概ね5年以内を目途に整備を行います。区域内は合併浄化槽の補助金が受けられません。

○問い合わせ先 下水道課工務係 ☎ 72-2111 内線 343

